

[商品概要説明書]

ス ー パ ー 定 期 < 複 利 型 >

(2020年 2 月 3 日現在)

1 商 品 名 (愛 称)	・自由金利型定期預金 (M型) < 複利型 > (愛称: スーパー定期)
2 ご利用いただける方	・個人のお客さま
3 期 間	・定型方式 3年、4年、5年 ・満期日指定方式 3年超5年未満 ・定型方式の場合は預入時のお申し出により自動継続 (元金継続または元利継続) の取扱いができます。
4 預 入 方 法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・100円以上 ・1円単位
5 払 戻 方 法	・満期日以後に一括して払い戻します。 ・預入日から1年経過後は1万円以上1円単位で一部解約も可能です。ただし、一部解約後の残金が、お預入れ金額が300万円以上の場合は300万円を、また、お預入れ金額が300万円未満の場合は1万円をそれぞれ下回るときは、一部解約できません。
6 利 息 (1) 適 用 金 利 (2) 利 払 頻 度 (3) 計 算 方 法 (4) 課 税 方 法 (5) 金利情報の入手方法	・預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で6か月毎の複利計算 ・利息の20% (国税15%、地方税5%) が分離課税されます。ただし、2013年1月1日から2037年12月31日までにお受取りとなる預金利子には、復興特別所得税0.315%が追加課税されます。 ・金利は店頭および当行ホームページに掲示しています。
7 手 数 料	—
8 付加できる特約事項	・自動継続扱いのものは、総合口座の担保とすることに

	<p>より、当座貸越を利用することができます。(貸越利率は、担保定期預金の約定利率に0.50%を上乗せした利率)</p> <p>・「障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度」の対象となる個人のお客様は、マル優の取扱いができます。</p>
<p>9 中途解約時の取扱い</p>	<p>・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により6か月毎の複利計算した利息とともに払い戻します。ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。</p> <p>(1) 3年ものの定型方式および3年超4年未満の満期日指定方式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・預入期間が6か月未満の場合 解約日における普通預金利率 ・預入期間が6か月以上1年未満の場合 約定利率×20% ・預入期間が1年以上1年6か月未満の場合 約定利率×30% ・預入期間が1年6か月以上2年6か月未満の場合 約定利率×40% ・預入期間が2年6か月以上4年未満の場合 約定利率×70% <p>(2) 4年ものの定型方式および4年超5年未満の満期日指定方式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・預入期間が6か月未満の場合 解約日における普通預金利率 ・預入期間が6か月以上1年未満の場合 約定利率×10% ・預入期間が1年以上1年6か月未満の場合 約定利率×20% ・預入期間が1年6か月以上2年未満の場合 約定利率×30% ・預入期間が2年以上3年未満の場合 約定利率×40% ・預入期間が3年以上5年未満の場合 約定利率×70% <p>(3) 5年ものの定型方式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・預入期間が6か月未満の場合 解約日における普通預金利率 ・預入期間が6か月以上1年未満の場合 約定利率×10% ・預入期間が1年以上2年未満の場合 約定利率×20% ・預入期間が2年以上3年未満の場合 約定利率×30% ・預入期間が3年以上4年未満の場合 約定利率×50% ・預入期間が4年以上5年未満の場合 約定利率×70%

<p>10 当行が契約している指定紛争解決機関</p>	<p>一般社団法人 全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または、03-5252-3772</p>
<p>11 その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・一部解約の場合は上記9の中途解約利率を適用します。 ・この預金は、預金保険の対象となり同保険の範囲内で保護されます。